

福島県環境教育等行動計画(改定案)に対する意見とそれに対する県の考え方

福島県では、「福島県環境教育等行動計画(改定案)」に対し、平成29年10月6日～平成29年11月6日までの間、県民の皆様から広く御意見を募集しておりました。

お寄せいただいた御意見及びそれに対する福島県の考え方は次のとおりです。

御協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

No.	頁	行	該当箇所	意見等の内容とその理由	県の対応
1	1	7	はじめに	「行動計画」を策定した年月がわからないので、記載すべき	・行動計画の策定年月を該当箇所へ記載します。
2	2	12	1 福島県の環境教育等を取り巻く動向	<p>本計画において「環境回復」に向けた取組は、除染や環境創造センターの全面開所、また、汚染廃棄物の処理促進のための取組や必要な除染等の実施としている。一方、環境教育等の定義(P12)においては、「環境の回復に向けた放射線に係る理解の促進等の活動」としており、施策としては「環境放射線モニタリング結果や放射線による影響などの放射線に係る正確な情報を把握できるとともに、活動の機会を増やせるよう、情報提供の内容・方法等について工夫」(P16L14)しているが、それ以降においても「情報提供を工夫する」との記載しかない。</p> <p>しかしながら、本県における環境回復は、一例として除染について言えば、除染そのものだけでなく、後工程である仮置き、輸送、中間貯蔵、最終処分までを含む一連の工程であり、これら全体について県民の理解を得て的確に進められる必要がある。また下水道施設などに保管されている放射性廃棄物への正しい理解も重要である。さらに農林水産業で行われている放射性物質の低減対策や検査についても幅広い環境回復の一環であり、環境教育においてはこれらを広く総合的に捉えていく必要があるのではないかと。つまり、モニタリング結果や影響などの情報の提供を工夫するだけでなく、県内の各分野で取り組まれている環境回復の活動について情報を整理し、わかりやすく提供することが原子力災害を経験した本県の環境回復に向けた環境教育ではないのか。</p>	<p>・御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。</p> <p>(3(1)家庭における環境教育等(改定案 P16L14))</p> <p>「本県の状況を踏まえ、環境放射能モニタリング結果、放射線による影響や放射線に係る正確な情報、環境回復に向けた取組などに係る情報を把握できるとともに、」</p>
3	2	16	1 福島県の環境教育等を取り巻く動向	<p>「また、私たちは～高まっている状況にあります。」の文章について、主語の「私たち」に対し、述語が何なのかよくわからない。次のように修正した方がわかりやすい。</p> <p>「また、_____近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、私たちの生活の利便性は向上したものの、環境や資源面での制約が高まっている状況にあります。」</p>	・指摘のとおり修正いたします。
4	2	27	1 福島県の環境教育等を取り巻く動向	<p>「環境回復の推進と持続可能な社会の実現を図るためには～環境教育等を推進することが必要です。」としているが、環境回復のためにどのような取組を行うのかがわからない。L34から取組内容が記述されているが、(1)ア(ア)～(コ)に記載されているのは、「持続可能な社会の実現」に係る取組であり、「環境回復の推進」のための取組の記載がない。P5L28に「イ～福島県環境創造センターの活用」の記載があり、拠点として活用しているが、同センターでどのような取組が行われるのかがわからない。手がかりとなるのがP6L4からの5行であるが、展示室やシアターを整備したという箱物のことしか書かれていない。どのように取り組み、活用するのかがさっぱりわからない。</p>	<p>・当計画は全般的な環境回復の取組を記載しておりますので御理解ください。</p> <p>・福島県環境創造センターについては、コミュニティ福島での企画展、調査研究の成果についての発表会、県外からの教育旅行活動誘致により環境保全・回復の意欲の増進等に努めることとしております(改定案3(6)「環境学習施設の活用」P22)。</p> <p>・なお、(1)ア(ア)～(コ)は、県の条例及び計画の事実について記載した部分となっておりますので、御理解願います。</p>

No.	頁	行	該当箇所	意見等の内容とその理由	県の対応
5	9～10		参考 ～国内外の環境教育の動向～	国内外の環境教育の動向が紹介されているが、ここで明らかにすべきことは、原子力災害を受けた福島県においては環境回復の推進のための環境教育等が必要であり、これまでの国内外の取組にはなかったことを行わなければならないということである。チェルノブイリ原発事故後のウクライナなどで環境教育の取組があるのであればここに記載すべきであるし、それと対比して福島県ではどのような取組をするのか、その方針をここで明らかにすべきであろう。	・当該部分は参考として記載した部分であり、原案のとおりといたしますので御理解願います。
6	14	6	2 (1) 事業者の役割	「事業者においては～計画的に環境教育等を実施する」としているが、率先して行うべきと思われる事業者としての福島県庁は具体的にどのような取組をしているのか。	・本計画は、あくまで県が行う環境教育についてまとめたものであり、一事業者としての県の取組は、福島県環境基本計画の第5章第1節1「県の役割」に記載しておりますので、御理解ください。
7	16	9	3 環境教育等を推進するための施策(1) 家庭における環境教育等	「～放射性物質の放出による環境汚染の影響などを受け、屋外での活動は減少傾向にあります。」としているが、原子力発電所事故から6年以上経過した現時点においてもこのような認識なのか。そうであるならば減少傾向とする根拠を明確に記載すべきである。	・御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 (3(1)家庭における環境教育等 (改定案 P16L9)) 「…などを受け、 <u>風評被害にも見られるように、放射線に対する不安の影響が根強く残っています。</u> 」
8	16	13	3 環境教育等を推進するための施策(1) 家庭における環境教育等	「～実践していくことができるよう支援します。」とあるが、誰が誰を支援するのかがわかりにくい。明確に記載すべきである。	・3章冒頭に推進主体は県である旨を記載しておりますので、原案のとおりといたします。
9	16	15	3 環境教育等を推進するための施策(1) 家庭における環境教育等	「～活動の機会を増やせるよう、情報提供の内容・方法等について工夫していきます。」についても誰の取組なのかかわからない。また、活動が減少しているのは情報提供の内容等の工夫が足りないためという記述であるが、そのようなアンケート結果や統計データがあるのか。あるならば記載すべきであるし、ないならばこのような記述は再考すべきであろう。	
10	16	22	3 環境教育等を推進するための施策(1) 家庭における環境教育等	「～活動にあたって判断しやすい環境を整えます。」とあるが、何をどう判断するのかわからない。また、「環境」とは何か。	・御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 (3(1)家庭における環境教育等 (行動計画改定案 P16L22)) 「 <u>環境保全・回復活動を実施しやすい環境を整えます。</u> 」 ・ここでの「環境」は、家庭において自ら行動するために必要となる正確な情報を得られる状況の意味で使用しておりますので、御理解ください。
11	17	31	3 環境教育等を推進するための施策(2) 学校における環境教育等	「～児童生徒について屋外での活動が減少しており～」については、P16L9と同じ。 (注)該当部分 「一方で、放射性物質の放出による環境汚染の影響から、特に児童生徒について屋外での活動が減少しており、活発な活動が妨げられているといった問題を抱えているため、学校において…」	・御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 (3(2)学校における環境教育等 (改定案 P17L31)) 「一方で、放射性物質の放出による環境汚染の影響から、 <u>未だ放射線に対する不安が根強く残っているため、学校において…</u> 」
12	19	17	3 環境教育等を推進するための施策(3) 地域における環境教育等	同上 (注)該当部分 「…放射性物質の放出による環境汚染の影響から、屋外での活動が減少しており、本県の自然をいかした活動が妨げられているといった問題を抱えています。」	・御意見を踏まえ下記のとおり修正いたします。 (3(3)地域における環境教育等 (改定案 P19L17)) 「 <u>放射性物質の放出により、本県の自然をいかした活動に影響を及ぼしていると考えられます。</u> 」